

県民まちなみ緑化事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、都市地域において、環境改善や防災性の向上等を図るために県民が実施する緑化活動に対し、兵庫県が県民緑税を財源として補助を行う県民まちなみ緑化事業に関し必要な事項を定める。

(内 容)

第2条 県民まちなみ緑化事業の内容は、第5条に定める市町が作成する地区緑化計画に整合する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 一般緑化
- (2) 校園庭の芝生化
- (3) ひろばの芝生化
- (4) 駐車場の芝生化
- (5) 建築物の屋上緑化・壁面緑化
- (6) 都心緑化

2 前項各号に掲げる事業の補助内容は、別表1から別表6までに定めるものとする。

3 次の各号に掲げる緑化は補助対象外とする。

- (1) 販売用資産等において販売を目的として所有者、販売事業者、管理者等が実施する緑化
- (2) 植栽した果樹の収穫物や収穫物を使用した加工品の販売又は苗木及び多年草そのものの販売を目的に行う緑化など、営農目的で実施する緑化

(対象者)

第3条 前条第1項第1号から第5号までに掲げる事業（前条第1項第1号に掲げる事業のうち別表1に掲げる一般緑化（官民連携緑化）（以下「一般緑化（官民連携緑化）」という。）を除く。）の対象者は、国、地方公共団体、公社等を除く次の各号に掲げる者とする。

- (1) おおむね5名以上の県民等で構成される団体（代表者が県内に在住、在勤又は在学をするものに限る。以下「住民団体」という。）
- (2) まとまった面積の緑化が可能な土地の所有者・管理者等（以下「個人・法人等」という。）
- (3) その他知事が適当と認める者

2 一般緑化（官民連携緑化）の対象者は、市町とする。

3 前条第1項第6号に掲げる事業の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法人、個人、住民団体、市町等で構成される団体（以下「協議会」という。）
- (2) 法人

(対象地域)

第4条 第2条第1項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事業の対象地域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 都市計画法第7条に規定する市街化区域
- (2) 都市計画法第7条に規定する市街化調整区域のうち都市計画法施行条例第4条に規定する指定区域及び同条例第8条に規定する特別指定区域

- (3) 都市計画法第8条に規定する用途地域が定められた区域
 - (4) 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（以下「緑条例」という。）第9条第1項第4号に規定する区域
 - (5) 前各号に準ずる区域として別に定める区域
- 2 第2条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる事業を住民団体が公共用地において実施する場合には、前項の規定にかかわらず、対象地域は次の各号に掲げる区域とする。
- (1) 都市計画法第5条に規定する都市計画区域
 - (2) 緑条例第9条第1項第3号又は第4号に規定する区域
 - (3) 前2号に準ずる区域として別に定める区域
- 3 第2条第1項第2号に掲げる事業の対象地域は、県下全域とする。
- 4 第2条第1項第6号に掲げる事業の対象地域は、国勢調査の結果による人口集中地区（以下「人口集中地区」という。）内に所在する鉄道駅から半径おおむね1キロメートル圏内の区域とする。

（市町緑化計画の作成等）

第5条 市町長は、市町の関連施策との整合を図るとともに、環境改善や防災性の向上等を図る観点から、市町域の適当な区域ごとに地区緑化計画を作成し、当該計画を知事に提出することとする。

（補助金の交付申請）

- 第6条 第2条第1項各号に掲げる事業による補助を受けようとする者は、別に定める申請書に必要事項を記入の上、知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、別表1から別表6までに定めるところにより補助する。
- 3 別表1から別表6までに難いときは、別途協議による。

（補 則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第2条、第6条関係）

一般緑化				
一般緑化の補助内容は、下表のとおりとする。 実施箇所については、外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にあるものとする。				
植栽				
(補助条件) ・最小規模は、30㎡とする。ただし、個人・法人等が人口集中地区以外の地区で実施する場合は、100㎡とする。				
区分	補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
住民団体が 共用地を 実施する 場合	緑化資材費（苗木、多年草、プランター（おおむね100リットル以上のものに限る。）、肥料等、支柱、その他の資材費）、補助事業の対象となる者自らによる施工が困難な工事にかかる施工費及び諸経費	10/10 以内	10,000円 (プランターを用いる場合、 20万円/基)	400万円
	次の維持管理設備等（維持又は管理（以下「維持管理という。」）に要する設備又は器具をいう。以下同じ。）を導入する場合、限度額を加算			
	ア 自動灌水装置	10/10 以内	700円	28万円
	イ 雨水貯留タンク (おおむね200リットル以上のものに限る。)		5万円/基 緑化面積200㎡当たり 1基を限度(最大2基)	10万円
ウ 井戸	—		60万円	
上記以外 の場合	緑化資材費（苗木、多年草、プランター（おおむね100リットル以上のものに限る。）、肥料等、支柱、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2 以内	6,400円 (プランターを用いる場合、 10万円/基)	250万円
	次の維持管理設備等を導入する場合、限度額を加算			
	ア 自動灌水装置	1/2 以内	350円	14万円
	イ 雨水貯留タンク (おおむね200リットル以上のものに限る。)		2.5万円/基 緑化面積200㎡当たり 1基を限度(最大2基)	5万円
ウ 井戸	—		30万円	

植栽（高質緑化）				
（補助条件） ・市街化区域又は人口集中地区において実施するものであること。 ・別に定める「高質な都市緑化認定基準」を満たすこと。 ・最小規模は、30㎡とする。ただし、個人・法人等が人口集中地区以外の地区で実施する場合は、100㎡とする。				
区分	補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
住民団体が公共用地で実施する場合	緑化資材費（苗木、多年草、プランター（おおむね100リットル以上のものに限る。）、肥料等、支柱、その他の資材費）、補助事業の対象となる者自らによる施工が困難な工事にかかる施工費及び諸経費	10/10以内	15,000円 （プランターを用いる場合、20万円/基）	600万円
	次の維持管理設備等を導入する場合、限度額を加算			
	ア 自動灌水装置	10/10以内	700円	28万円
	イ 雨水貯留タンク （おおむね200リットル以上のものに限る。）		5万円/基 緑化面積200㎡当たり 1基を限度（最大2基）	10万円
ウ 井戸	—		60万円	
上記以外の場合	緑化資材費（苗木、多年草、プランター（おおむね100リットル以上のものに限る。）、肥料等、支柱、その他の資材費）、施工費及び諸経費	2/3以内	12,800円 （プランターを用いる場合、10万円/基）	500万円
	次の維持管理設備等を導入する場合、限度額を加算			
	ア 自動灌水装置	2/3以内	450円	18万円
	イ 雨水貯留タンク （おおむね200リットル以上のものに限る。）		3万円/基 緑化面積200㎡当たり 1基を限度（最大2基）	6万円
ウ 井戸	—		40万円	

生垣				
（補助条件） ・道路に面した土地であること。 ・延長5m以上とすること。 ・樹高1m程度の常緑樹を1m当たり2～3本植栽すること。				
補助対象	補助率	m限度額	限度額	
緑化資材費（苗木、肥料等、支柱、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2以内	6,400円	75万円	
戸建て住宅その他これらに類する建築物の生垣設置は、連たんする敷地で行う緑化を対象とする。				

官民連携緑化

(補助条件)

- ・ 樹木等の植栽又は維持管理のいずれかに県民や企業等が参画すること。ただし、市町が委託費等の対価を支払って県民や企業等に植樹や維持管理を行わせるものは除く。
- ・ 実施箇所は、駅前広場、商店街、公園、歩道等県民の目に留まる場所にあるものとする。
- ・ 最小規模は、1箇所当たり30㎡とする。ただし、人口集中地区以外の地区で実施する場合は、100㎡とする。

補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（苗木、多年草、一年草、プランター（おおむね100リットル以上のものに限る。）、肥料等、支柱、灌水設備、緑化空間を形成する木製デッキ及びライトアップ機器等、その他の資材）、施工費及び諸経費	1/2以内	6,400円 (プランターを用いる場合、10万円/基)	640万円

別表2 (第2条、第6条関係)

校庭の芝生化						
校庭の芝生化の補助内容は、下表のとおりとする。 実施箇所については、外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にあるものとする。						
校庭の芝生化						
(補助条件) ・最小規模は、30㎡とする。ただし、個人・法人等が人口集中地区以外の地区で実施する場合は、100㎡とする。						
区分	補助対象	補助率	㎡限度額		限度額	
住民団体が公立学校、実施箇所が公開される私立学校等で実施する場合	緑化資材費（芝生等多年草、肥料等、目土、その他の資材費）、補助事業の対象となる者自ら施工可能な芝張りに要する経費を除く施工費及び諸経費	10/10以内	30㎡以上100㎡未満の部分	5,100円	800万円	
			100㎡以上300㎡未満の部分	4,100円		
			300㎡以上の部分	3,100円		
	次の維持管理設備等を導入する場合、限度額を加算					
		ア 自動灌水装置	10/10以内	700円		140万円
	イ ロボット芝刈機	—		30万円		
	ウ 雨水貯留タンク (おおむね200リットル以上のものに限る。)	5万円/基 緑化面積200㎡当たり 1基を限度（最大5基）		25万円		
	エ 井戸	—		60万円		
上記以外の場合	緑化資材費（芝生等多年草、肥料等、目土、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2以内	30㎡以上100㎡未満の部分	3,200円	500万円	
			100㎡以上300㎡未満の部分	2,500円		
			300㎡以上の部分	1,900円		
	次の維持管理設備等を導入する場合、限度額を加算					
		ア 自動灌水装置	1/2以内	350円		70万円
	イ ロボット芝刈機	—		15万円		
	ウ 雨水貯留タンク (おおむね200リットル以上のものに限る。)	2.5万円/基 緑化面積200㎡当たり 1基を限度（最大5基）		12.5万円		
	エ 井戸	—		30万円		

別表3 (第2条、第6条関係)

ひろばの芝生化						
ひろばの芝生化の補助内容は、下表のとおりとする。						
実施箇所については、外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にあるものとする。						
ひろばの芝生化						
(補助条件)						
・最小規模は、30㎡とする。ただし、個人・法人等が人口集中地区以外の地区で実施する場合は、100㎡とする。						
区分	補助対象	補助率	㎡限度額		限度額	
住民団体が公共用地で実施する場合	緑化資材費(芝生等多年草、肥料等、目土、その他の資材費)、補助事業の対象となる者自ら施工可能な芝張りに要する経費を除く施工費及び諸経費	10/10以内	30㎡以上100㎡未満の部分	5,100円	400万円	
			100㎡以上300㎡未満の部分	4,100円		
			300㎡以上の部分	3,100円		
	次の維持管理設備等を導入する場合、限度額を加算					
		ア 自動灌水装置	10/10以内	700円		70万円
	イ ロボット芝刈機	—		30万円		
	ウ 雨水貯留タンク (おおむね200リットル以上のものに限る。)	5万円/基 緑化面積200㎡当たり 1基を限度(最大5基)		25万円		
	エ 井戸	—		60万円		
上記以外の場合	緑化資材費(芝生等多年草、肥料等、目土、その他の資材費)、施工費及び諸経費	1/2以内	30㎡以上100㎡未満の部分	3,200円	250万円	
			100㎡以上300㎡未満の部分	2,500円		
			300㎡以上の部分	1,900円		
	次の維持管理設備等を導入する場合、限度額を加算					
		ア 自動灌水装置	1/2以内	350円		35万円
	イ ロボット芝刈機	—		15万円		
	ウ 雨水貯留タンク (おおむね200リットル以上のものに限る。)	2.5万円/基 緑化面積200㎡当たり 1基を限度(最大5基)		12.5万円		
	エ 井戸	—		30万円		

ひろばの芝生化（高質緑化）					
（補助条件） ・市街化区域又は人口集中地区において実施するものであること。 ・別に定める「高質な都市緑化認定基準」を満たすこと。 ・最小規模は、30㎡とする。ただし、個人・法人等が人口集中地区以外の地区で実施する場合は、100㎡とする。					
区分	補助対象	補助率	㎡限度額		限度額
住民団体が公共用地で実施する場合	緑化資材費（芝生等多年草、肥料等、目土、その他の資材費）、補助事業の対象となる者自ら施工可能な芝張りに要する経費を除く施工費及び諸経費	10/10以内	30㎡以上100㎡未満の部分	7,700円	600万円
			100㎡以上300㎡未満の部分	6,200円	
			300㎡以上の部分	4,700円	
	次の維持管理設備等を導入する場合、限度額を加算				
			10/10以内	ア 自動灌水装置	700円
		イ ロボット芝刈機		—	30万円
		ウ 雨水貯留タンク （おおむね200リットル以上のものに限る。）		5万円/基 緑化面積200㎡当たり 1基を限度（最大5基）	25万円
		エ 井戸		—	60万円
上記以外の場合	緑化資材費（芝生等多年草、肥料等、目土、その他の資材費）、施工費及び諸経費	2/3以内	30㎡以上100㎡未満の部分	6,400円	500万円
			100㎡以上300㎡未満の部分	5,000円	
			300㎡以上の部分	3,800円	
	次の維持管理設備等を導入する場合、限度額を加算				
			2/3以内	ア 自動灌水装置	450円
		イ ロボット芝刈機		—	20万円
		ウ 雨水貯留タンク （おおむね200リットル以上のものに限る。）		3万円/基 緑化面積200㎡当たり 1基を限度（最大5基）	15万円
		エ 井戸		—	40万円

別表4（第2条、第6条関係）

駐車場の芝生化				
<p>駐車場の芝生化の補助内容は、下表のとおりとする。</p> <p>実施箇所については、外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にあるものとする。</p>				
駐車場の芝生化				
<p>（補助条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最小規模は、100㎡とする。ただし、人口集中地区で実施する場合は、30㎡とする。 ・駐車区画等の緑化率は、おおむね50%以上とすること。 				
区分	補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
住民団体が公共用地で実施する場合	<p>緑化資材費（芝生等多年草、芝生等保護材、碎石、敷砂、肥料等、その他の資材費）、施工費及び諸経費</p> <p>ただし、施工費は、緑化資材費に0.25を乗じた額を上限とする。</p>	10/10以内	15,000円	375万円
上記以外の場合	<p>緑化資材費（芝生等多年草、芝生等保護材、碎石、敷砂、肥料等、その他の資材費）、施工費及び諸経費</p>	1/2以内	12,000円	250万円

別表5（第2条、第6条関係）

建築物の屋上緑化・壁面緑化			
<p>建築物の屋上緑化・壁面緑化の補助内容は、下表のとおりとする。</p> <p>実施箇所については、外部から視認可能又は一般の県民が利用可能な位置にあるものとする。ただし、市街化区域及び人口集中地区で実施する場合は、その限りではない。</p>			
建築物の屋上緑化			
<p>(補助条件)</p> <p>○樹木による屋上緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最小規模は、100㎡とする。ただし、人口集中地区で実施する場合は、30㎡とする。 ・土壌厚は、30cm以上とすること。 			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（苗木、植栽基盤、肥料等、地下支柱、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2以内	32,000円	250万円
<p>(補助条件)</p> <p>○芝生等多年草（原則としてセダム等多肉植物及びコケ類は除く。）による屋上緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最小規模は、100㎡とする。ただし、人口集中地区で実施する場合は、30㎡とする。 			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（芝生等多年草（原則としてセダム等多肉植物及びコケ類は除く。）、植栽基盤、肥料等、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2以内	12,000円	250万円
建築物の屋上緑化（高質緑化）			
<p>(補助条件)</p> <p>○樹木による屋上緑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域又は人口集中地区において実施するものであること。 ・別に定める「高質な都市緑化認定基準」を満たすこと。 ・最小規模は、100㎡とする。ただし、人口集中地区で実施する場合は、30㎡とする。 ・土壌厚は、30cm以上とすること。 			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（苗木、植栽基盤、肥料等、地下支柱、その他の資材費）、施工費及び諸経費	2/3以内	61,000円	480万円

建築物の壁面緑化			
(補助条件)			
○基盤造成型の壁面緑化			
・最小規模は、100㎡とする。ただし、人口集中地区で実施する場合は、30㎡とする。			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（多年草（原則としてセダム等多肉植物及びコケ類は除く。）、木本類、植栽基盤、肥料等、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2以内	32,000円	250万円
(補助条件)			
○登はん型、下垂型の壁面緑化			
・壁面に100㎡以上の誘引資材を設置すること。ただし、人口集中地区で実施する場合は、30㎡とする。			
・植栽基盤の横幅は、10m以上とすること。			
・ツル性植物（木本類又は多年草）を1m当たり3～5本植栽すること。			
補助対象	補助率	㎡限度額	限度額
緑化資材費（ツル性植物（木本類又は多年草）、誘引資材、肥料等、その他の資材費）、施工費及び諸経費	1/2以内	6,400円	75万円

別表6（第2条、第6条関係）

都心緑化		
都心緑化の補助内容は、下表のとおりとする。		
都心緑化		
(補助条件) ・最小規模は、1,000㎡以上（緑地等と一体的に形成する緑化空間を含む）とする。 ・公的空間を豊かにする緑化であること。 ・植栽計画、維持管理計画等（協議会が実施する場合には、これらに加え、協議会の構成員、役割分担、資金計画等）を記載した「都心緑化計画」を定めること。 ・道路管理者が法律等に基づく管理権限で行う道路の保全や歩行者、自転車の安全確保、騒音等の環境対策上必要な緑化（並木、植樹帯）の区域は対象としないこと。		
補助対象	補助率	限度額
緑化資材費（苗木、芝生等多年草、プランター（おおむね100リットル以上のものに限る。）、緑化空間を形成する木製デッキ及びライトアップ機器等、肥料等、目土、支柱、その他の資材費）、施工費及び諸経費	2/3以内	3,300万円